

## クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2022年3月14日

### マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして

(2022年2月期)

投資家のみなさまにおかれましては、平素より格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。  
マイクロローン事業者ファンドシリーズ（以下、「対象ファンドシリーズ」といいます。）につきまして、運用状況のご報告をさせていただきます。

#### 【本レポートの要旨】

- 対象ファンドシリーズは、2022年2月15日付の前回のご報告に引き続き、本件債務者からの返済金を原資として、延長期間の長い対象ファンドより順次分配を行わせていただいております。
- 2022年2月期（分配日：2022年3月14日）の分配につきましては、2021年10月期当初満期予定の対象ファンド、2021年11月期当初満期予定の対象ファンド、2021年12月期当初満期予定の対象ファンド、および2022年1月期当初満期予定の対象ファンドの分配に充当いたしました。これをもちまして、2021年10月期当初満期予定の対象ファンド、2021年11月期当初満期予定の対象ファンド、および2021年12月期当初満期予定の対象ファンドは、契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済、保有中の投資家のみなさまへの分配がすべて完了し、償還を迎える運びとなりました。
- 次回以降の分配につきましても、上記に続き、2022年1月期当初満期予定の対象ファンドをはじめ、延長期間の長いものから順次、分配を行う予定です。ただし、一連のロシアおよびウクライナ情勢を受けての影響の態様、規模および時期の把握に努め、適宜分配方針の変更を検討する可能性がございます。

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」といいます。）が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者のグループ会社である Crowdfund Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」といいます。）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、グループを総称して、または持ち株会社を個別に、「IDF社」といいます。）に貸付けを行いました。

#### 【対象ファンドシリーズのこれまでの状況】

上記において、2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定しておりました対象ファンドにつきまして、最長6か月の契約期間の延長を行いました<sup>\*1</sup>。その後、IDF社は本営業者グループ会社に対

し、契約期間延長後の期日通りに契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済を行ってまいりました。これにより、2020年10月期（同年11月払い）の分配によって当初満期2020年4月期の対象ファンドが、また、2020年11月期（同年12月払い）の分配によって当初満期2020年5月期および2020年6月期の対象ファンドが、それぞれ償還を迎えました。

なお、2020年10月期（同年11月払い）の分配以降は、対象ファンドシリーズの平等性の観点から、延長後の経過期間が長い対象ファンドより順次分配を行わせていただいております\*2。このため、2022年3月14日時点で、2020年10月期～2022年2月期に当初満期を予定しておりました対象ファンドにつきましても、契約期間の延長を実施しています。

一方で、2020年12月に入り、本営業者グループ会社はIDF社より、同社の足元の資金流動性が、①上記の契約期間延長により定めた返済および②今後訪れる当初満期の返済を同時に履行するのに十分ではないため、毎月の返済および経過利息（当初満期までの利息に加え、延長期間中に発生する利息も含む）の支払いは継続するものの、毎月の返済金額を一定の範囲内に抑えたい旨の要請を受けました。かかる要請に対し、本営業者グループ会社は、IDF社の経営陣等との電話会議等を通して確認した情報を精査したうえで、IDF社の要請を受け入れることとし、IDF社から本営業者グループ会社へのローン返済スケジュールを見直すことになりました。これに伴い、本営業者は、対象ファンドシリーズの分配スケジュールを再度変更し\*3、2020年12月期（2021年1月払い）以降の分配につきましても、本営業者グループ会社がIDF社より受領した一定の範囲内に抑えた返済金額を原資として、順次分配を実施しております\*4。

\*1 2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定していた対象ファンドを延長した経緯につきましては、下記【補足：2020年9月期以前の延長経緯】をご覧ください。

\*2 詳しくは2020年11月16日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ延長解消に向けて（2020年10月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1240/17>）。

\*3 詳しくは2021年1月18日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2020年12月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1367/17>）。

\*4 直近の分配状況につきまして、詳しくは2022年2月15日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2022年1月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/2147/17>）。

## 【対象ファンドシリーズにおける今回のご報告内容】

2022年2月期（2022年3月払い）の分配につきましては、引き続き上記に基づいて本営業者グループ会社はIDF社より返済金を受領しました。本営業者グループ会社は、かかる資金を本営業者に返済し、本営業者はそれを原資として、2022年3月14日付で、2021年10月期当初満期予定の対象ファンド（別表「A」欄参照）、2021年11月期当初満期予定の対象ファンド（別表「B」欄参照）、2021年12月期当初満期予定の対象ファンド（別表「C」欄参照）、および2022年1月期当初満期予定の対象ファンド（別表「D」欄参照）に充当いたしました。

なお、これをもちまして、2021年10月期当初満期予定の対象ファンド、2021年11月期当初満期予定の対象ファンド、2021年12月期当初満期予定の対象ファンドは、契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済、保有中の投資家のみなさまへの分配がすべて完了し、償還を迎える運びとなりました。

また、2022年3月期（2022年4月払い）以降の分配につきましても、引き続き本営業者グループ会社がIDF社より返済金を受領し、本営業者グループ会社はかかる資金を本営業者に返済し、本営業者はそれを原資として分配を行っていく予定です。その際には、上述の2022年1月期当初満期予定の対象ファンド、2022年2月期当初満期予定の対象ファンドの分配（別表「E」欄参照）へ順次分配を行わせていただきます。

### 【追記：2022年3月期以降の分配方針につきまして】

対象ファンドシリーズに関しまして、2022年2月期においては、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻の事実が確認される前に貸付金の回収（約定返済日までの利息を含みます）が完了していますので、2020年10月期に定めた方針（上記【対象ファンドシリーズのこれまでの状況】2段落目参照）に従って分配を実施いたします。

2022年2月24日にロシアがウクライナに対する軍事侵攻を開始したこと等から、2022年3月14日時点において本営業者は、資金需要者の事業基盤およびその顧客の生活基盤がすでに一定の影響を受けており、エストニアグループ会社または本営業者の貸付金回収にも今後影響が及ぶ可能性があるものと考えております。足下で情勢が目まぐるしく動いておりますため、対象ファンドシリーズで今後分配を予定する各号（別表「D」および「E」に記載の各号ならびに別表に記載のない運用中の各号）において、再度方針を変更することなしに分配が実施できるか極めて不確実な状況でございます。本営業者としましては、引き続き一連のロシアおよびウクライナ情勢を受けての影響の態様、規模および時期の把握に努め、分配方針の検討を含め適切に対応してまいります。

### 【補足：2020年9月期以前の延長経緯】

2020年4月22日、本営業者グループ会社はIDF社より、2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を受領しました。これは、IDF社が貸付事業を行うロシアおよびカザフスタンにおいて、それぞれの国で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景とした政府令（モラトリアム施策）が出され、民間の融資の返済については一定期間利払いを停止し、元本の返済期限を延期するよう要請されたことを踏まえて、IDF社が手元流動性を確保するための申し出であり、本営業者グループ会社はこれを承諾しました。

その後、IDF社は、ロシアではモラトリアム施策の影響をあまり受けなかったものの、カザフスタンでの債権回収において、小さくない影響を受けました。このため、本営業者はIDF社より、再度、元本返済期限の延期を希望する申し出を受けました。本営業者は上記2か国の政府令の影響やIDFの債権回収状況を確認のうえ、2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定していた対象ファンドシリーズにつきましても、最長6か月間の延長を行いました。

なお、IDF 社がカザフスタンでの債権回収で小さくない影響を受けた背景には、同国では 2020 年 6 月 15 日にモラトリアム施策が終了したものの、その適用申請者がロシアと比べて広範に及んだこと、および、2020 年 7 月下旬から同年 8 月 17 日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（都市封鎖）が行われたことがあります。

投資家のみなさまにおかれましては、引き続きご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

**【別表】**

A	<p>【円建て】マイクロローン事業者ファンド 24 号</p> <p>【円建て】マイクロローン事業者ファンド 26 号</p> <p>【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド 56 号</p> <p>【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド 58 号</p> <p>【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 46 号</p> <p>【借換】【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 58 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 62 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 63 号</p> <p>【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 68 号</p> <p>【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 69 号</p>
B	<p>【円建て】マイクロローン事業者ファンド 28 号</p> <p>【円建て】マイクロローン事業者ファンド 30 号</p> <p>【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 48 号</p> <p>【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 50 号</p>
C	<p>【円建て】マイクロローン事業者ファンド 32 号</p> <p>【円建て】マイクロローン事業者ファンド 34 号</p> <p>【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 52 号</p>
D	<p>【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 54 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 56 号</p>
E	<p>【円建て】マイクロローン事業者ファンド 38 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 58 号</p>

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016 年 3 月

【資本金】 1,000,000 円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号